

第二帝政の憲法 (一) 訳

山本浩三

一八四八年一二月一〇日、ルイ・ナポレオン・ボナパルト公は、五、四三四、二二六票で共和国大統領に選出された。かれは、一二月二〇日、憲法が要請する宣誓をした。憲法制定議会

は、一八四九年五月二十五日に解散し、翌日、立法議会が集会した。その大多数は反共和派と反ボナパルチストであった。新議会の歴史は、共和国大統領との長い闘争の歴史であり、その闘争はついには一二月二日のクーデタをみちびいたのである。

一八五〇年四月二八日の選挙で、四人の社会主義者が選挙された。おどろいた議会は、一八五〇年五月三一日に普通選挙を制限する法律を可決して事態を救おうとした。その結果、約三〇〇万の選挙人の権利が奪われた。

再び、議会と大統領のあいだの闘争がはげしくなっていった。議会の権限と大統領の権限が終了する一八五二年が危機の年とかんがえられた。大統領は、第二共和国憲法の規定では再選できなかつたからである。多くの政治家は、憲法を改正することによって危機を避けようとした。憲法改正論者の無数の請願が、議会に提出された。これを検討するために、すべての党派の代議士で構成される委員会ができた。この委員会は、純粹かつ単

純な改正を決議し、トックヴィルを報告者に任命した。かれは、一八五一年七月八日にその報告書を読み、その討議が七月一四日にひらかれた。ベリエ、フアロ、オディオン・バローが改正を支持し、カベニヤック、ミシエル・ド・ブルジュ、ビクトル・ユーゴが改正に反対した。六日間の討議ののち投票がおこなわれ、改正反対票二七八票にたいして改正賛成票は四四六票を得たが、憲法の要求する四分の三に達するには九七票が足りず、憲法改正はおこなわれなかつた。

一八五一一年一月一三日、議会は、前述の五月三一日の法律の廃止を要求する政府案をわずか七票差で否決し、一七日には議会議長に直接徵集権を与えようとする財務官の提案も否決した。この二つの過失は大統領の議会無視の態度に口実を与えたのである。

一八五一一年一二月一日から二日の夜のあいだにパリーのほうぼうの壁に、議会と参事院の解散を宣言し、五月三一日の法律を廃止し、人民をプレビシットに召集する命令、人民と軍隊にたいする二つの宣言がはられた。さらに、一二月二日の第二の命令は、プレビシットを一二月一四日とし、投票方法をきめ、人民に提案される問題をつぎのように定めている。

「フランス人民は、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの権力の維持を望み、一二月二日のかれの宣言の中で提案された基礎によつて憲法を制定するために、かれに必要な権力を委任する」この命令は、一二月四日の命令で修正され、投票は、可否による秘密投票で、投票日は二〇日と二日となつた。プレビシ

ットの結果は、可が七、四三九、一一六票であり、否が六四〇、七五七票、無効が三六、八一〇票であった。

ただちに、憲法を準備する委員会が、トロプロン、ルウエ、メナール、ビエルシニイ、フラーで構成された。この委員会は、一二月二一日の宣言、それに同意するプレビシットおよび大統領によって提出された草案を討議の基礎とした。しかし委員会の仕事はあまり活潑ではなく、一八五二年一月一一日になつてもまだいがなる規定も決定していなかつた。そこでナポレオンが懇願し、ルウエがいそいで草案を作り、それが一月二三日から一四日の夜にかけて、ほとんど論議なしに可決され、そして大統領によって承認されたものが一八五二年一月一四日の憲法である。しかし、憲法第五八条によると、憲法は、主要な国家機関が創設されてはじめて効力を発するので、一月二六日に七二人の元老院議員が任命され、それに四人の枢機官と八人の元帥と提督がつけ加えられた。一月二十五日には参事院評定官が任命され、一月二九日には立法院議員が選出され、^注三月二九日に第一回の立法会期がはじまり憲法は効力を発した。

その時いらい、私は、抽象的観念にたいする人間のもつともらしい教説よりも天才のおきてを好むという論理を信じた。私は、すでにこの世紀のはじめに類似の状況において、動搖させられた社会を強固にし、かつフランスにひじような繁栄と偉大さとをもたらした政治制度を、模範として採用した。私は、人民の動乱の最初のいぶきで消滅しないで、われわれにたいして連合した全ヨーロッパによってのみ覆えされた制度を模範として採用した。

ようするに、私は考えた。フランスは、総裁政と帝政の行政、軍事、司法、宗教、財政機関によってのみ五〇年来發展してきているのであるから、なぜ、われわれは同じように、この時代の政治制度を採用しないのか？ 同じ思想によって設けられた政治諸制度は、それじたい同じ国民性と公益性とをもつはずである。

共和国大統領ルイ・ナポレオンがフランス人民に与える。

フランス人よ！

一二月二一日の私の宣言の中で、私があなたがたに、私の意見では、フランスにおける権力の死活の諸条件がいかなるものであるかを誠実にのべたとき、私は、個人の理論を世紀の経験に置きかえるといふわれわれの時代にひじょうに一般的なうぬぼれをいだいてはいなかつた。それどころか、私は、過去において従うのにもつともよい模範がどのようであり、いかなる人びとがそれを与え、かついかなる利益がそれから生じたかを探し求めた。

見では、フランスにおける権力の死活の諸条件がいかなるものであるかを誠実にのべたとき、私は、個人の理論を世紀の経験に置きかえるといふわれわれの時代にひじょうに一般的なうぬぼれをいだいてはいなかつた。それどころか、私は、過去において従うのにもつともよい模範がどのようであり、いかなる人びとがそれを与え、かついかなる利益がそれから生じたかを探し求めた。

実際、私が、私の宣言の中でもそれを想い出せたように、われわれの現代の社会は、八九年の革命によって再生され、

一 諸法典

注 Extrait d'après Duguit et Monnier. Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789. Notices historiques. P. C~CIV

かつ皇帝によって組織されたフランスとは別のものでない、ということを確認することが肝要である。偉大な記憶と偉大な恩恵のほかはアンシャン・レデームのなにものもやは残っていない。しかし、そのとき組織されていたすべてのものは、革命によつて破壊された。そして革命いらい組織され、かつ今なお存在しているすべてのものは、ナポレオンに負つてゐるのである。

われわれは、もはや州も州、三部会の^{デタム}地方もペルルマンも代官も徴税請負人もさまざまな慣習も封建的権利も、文武官職を独占する特權階級も、種々の宗教裁判権ももつていてない。

それとあい容れない多くのものにたいして、革命は根本的な改革を蒙らせた。しかし革命は決定的にはなにものも建設しなかつた。ただ第一総裁だけが、統一、階層制と政府の眞の原理を再建した。それらは今なお実施されている。

それゆえに、フランスの行政は知事、郡長、市町村長に委ねられ、かれらは指導委員会の代りに統一をもたらしていた。反対に、事務の決定権は、市町村から県にいたるまで、会議に与えられた。それゆえに、司法官職は、裁判官の罷免不可能制、裁判所の階層制によつて確立された。裁判は、治安裁判所から破毀院までの権限の限定によつて、より容易におこなわれた。すべてのこれらのは、今なお実施されている。

同じように、われわれの立派な財政制度、フランス銀行、予算の確立、会計検査院、警察組織、われわれの軍事規則は、この時代からはじまつてゐる。

五〇年来、市民のあいだでその利益を規律しているのはナボレオン法典である。国家と教会との関係を規律しているのは今なお協約である。

おわりに、産業、商業、文学、科学、芸術の進歩にかんする大部分の処置は、テアトル・フランセの規則からアカデミーの規則まで、労務審判所の制度からレジヨン・ド・ヌール勲章の創設まで、この時代の命令によつて定められた。

だから、われわれの社会機構の骨組は、皇帝の事業であり、かつそれは皇帝の失墜と三つの革命に抵抗したのだということを断言することができる。

なぜ同じ起原をもつ政治制度が、同じ存続の幸運をもたないのだろうか。

私の確信はずつと以前からいだかれていた。そしてそのために、私が、第八年の憲法から借用した憲法の主要な基礎を貴方がたの判断に委ねたのである。あなたがたに承認されて、それらの主要な基礎は、われわれの政治構造の土台になろうとしている。

その精神がどのようであるかを検討しよう。

八〇〇年来、君主政であるわれわれの国では、中央権力はつねに増大していた。王権は大家臣を破滅させた。革命それじたいは権力の迅速かつ一律の行使に反対する障礙を消滅させた。この中央集権国においては、世論がたえず、よかれあしかれ、政府の元首に向けられた。それゆえ、この元首は責任を負わないと憲章のはじめに書くのは公衆の感情を裏切る

ものであり、革命の騒音において三たび消えうせた虚構を確立することを望むことである。これに反して、あなたがたが選んだ元首は、あなたがたにたいして責任を負うこと、元首はつねに厳粛な場合に、あなたがたが元首にその信任をつづけて与えることができたは元首からその信任を奪いとることができるために、あなたがたの最高の判断力に訴える権限をもつことを憲法は宣言している。

責任があるので、その行動は自由であり、かつ束縛がないことが必要である。そのことから、大臣たちをもつ義務が生じる。大臣たちはかれの思想の尊敬すべきかつ強力な補助者であるがしかし、もはや連帶責任ある人びとによって構成される責任ある会議を形成しない。それは国の元首の特別の衝動にたいする日日の障壁であり、議院から出された政策の表現であり、かつこれによつて、すべての一貫した精神、正規の制度のすべての適用をさまたげる、たびたびの変化にまさしくさらされる政策の表現である。

けれど、ある人が高い地位につければつくほど、かれは独立しており、人民がかれに与える信任が大きければ大きいほどかれは見識あり良心的な会議を必要とする。そのことから参事院の創設が生じる。それは今後は、政府の真の会議であり、われわれの新組織の第一の機関であり、特別の委員会で法律案を起草し、それを非公開で、演説の誇示のない全体会議で討議し、そしてそのあとで立法院が承認するようにそれを提出する実務家の会合である。

だから、権力は、その活動においては自由であり、その前進においては光を与えられている。

いまや議会によつておこなわれる監督はどのようになるだろうか。

立法院の名称を用いる一院は、法律と租税を議決する。立法院は、連記投票ではなく、普通選挙によつて選出される。人は、各候補者を別々に選ぶので、各候補者の価値をよりたやすく評価することができる。

議院はもはや約二六〇人の議員によつてしか構成されない。それこそが討議の静けさを保証する第一のものである。といふのは、ひじょうにしばしば議会の中で、熱情の動きやすさとほげしさが人数に比例して増えるのをひとがみたからである。

国民に知らさねばならない会議の報告は、もはや以前のようにそれぞれの新聞の党派心に委ねられない。議長の監督によつて起草された公式の刊行物がそれについてただ認められるだけである。

立法院は自由に法律を討議し、可決したは否決する。ただし立法院は、体系のすべての調和と原案の統一をしばしば乱すこれらの修正を不意にはおこなわない。

いわんや、ひじょうにひどい濫用の本源であり、かつもつとも研究されていはず、もつとも不徹底な議案を提出して、何事についても政府にとつてかわることを各代議士に許していたのはこの議会の発議権ではなかつたか。

議院はもはや大臣に向い合っていはず、そして法律案は参事院の演説者たちによって支持されるので、むなし質問やくだらない非難やその唯一の目的が大臣たちをとりかえるためにかれらを倒すことであつた熱狂的な論争で時が失われない。したがつて、立法院の討議は独立となろう。ただし不毛の動乱の原因是抑圧されて、有益な緩慢さが法律のすべての修正にたいしてもたらされるだろう。国民の代理人は重要なものごとを慎重におこなうだろう。

別の議院は、元老院の名称を用いる。元老院は、すべての地方で正当な勢力、すなわち著名な名前、財産、才能および役立つた仕事を作り出した人びとによつて構成される。

元老院は、もはや貴族院のように、数日の間隔をおいて、他の調子で同じ議論をくりかえす代議院の弱い反射ではない。元老院は、基本契約および憲法と両立しうる自由の保管者である。そして元老院がすべての法律を審査し、かつ執行府に新しい法律を提案する、というのは、ただ、われわれの社会がその上に建てられている大原則との関係においてのみである。元老院は、立法院の不在のあいだおこりうるすべての重要な難題を解決するため、または憲法の法文を説明し、かつその進展に必要なことを保障するために関与する。元老院は、すべての専断かつ違法な行為を無効にする権限をもつ。また元老院は、このようにして重大な利益の検討または重大な原理の適用に排他的に從事する機關に加えられるこの考慮を享受するので、昔のペルルマンの独立、有益、保守的な役割を国

の中で、果すのである。元老院は、貴族院のように、裁判所に変えられないだろう。元老院は、その最高の審判者としての性質を保持するだろう。というのは、立法院の聖所が、刑事裁判所となるときには政治機関はつねに人望を失うからである。裁判官の公平さは、ひじょうにしばしば疑惑をもたれ正在。そして裁判官は、世論の前にその威光を失つてゐる。世論はときには、裁判官は激情または憎惡の道具であるとまで非難するようになつてゐる。

高等裁判所は、最高の司法官の中から選ばれ、陪審として全フランスの県会議員をもち、国の元首と公の安全に対する攻撃を単独で罰するだろう。

皇帝は参事院でいつていた。「憲法は時代の作品である。人は改良にたいしてあまりに幅の広い道を残すことができないであろう」したがつて、現憲法は不確実のまま残しておくことができなかつたものだけしか定めなかつた。憲法はのりこえることのできない円の中に大人民の運命を閉じこめなかつた。憲法は、重大な危機において、革命によつてそれらを不幸にも破滅させるよりも他の救済の手段があるようにならり幅の広い道を改正にたいして残した。

元老院は、政府と共同して、憲法の中で基本的なものでないすべてのものを修正することができる。ただしあなたがたの投票によつて承認された重要な基礎にもたらされる修正にかんしては、あなたがたの承認を受けたのちにしか決定的となることができない。

だから人民は、つねにかわらずその運命の主人である。いかなる基本的なものも、その意思が関与しないでは作られない。

あなたがたが私に実施することを許可した観念、原理はこのようなものである。この憲法が、われわれの祖国に静かで、繁栄する日びを与えることができるよう！勝利がいかに正当であろうともつねに高価にあがなわれる内乱の再来を、憲法が予防することができるよう！あなたがたが私の努力にたいして与えた承認が神によって祝福されるよう！その時には内外ともに平和が保障され、私の誓いがかなえられ、私の使命が遂行されるだろう！

チュイユリー宮殿

一八五二年一月一四日

第一章

一八五二年一月一四日の憲法

一八五一年一二月二〇日と二一日の投票で、ルイ・ナポレオン・ボナパルトに、フランス人民によって委任された権力によって制定。

共和国大統領は、

フランス人民はつぎの決議、

「人民は、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの権力の維持を望み、一二月二日のかれの宣言の中に確定された原則によつて憲法を制定するために、かれに必要な権力を与える」を表明することが必要とされたことを考慮し、

人民の承認のために提案された原則が、

「1 任期十年で任命された責任を負う元首

2 執行権だけに従属する大臣

3 法律を準備し、立法院の前でその討議を支持する、も

つとも優秀な人びとで構成される参事院

4 普通選挙により、選挙にもとる連記投票ではなく任命された、法律を討議、議決する立法院

5 均衡権力であり、基本契約と公の自由の保護者である

国すべての名士で構成される第二院

であったことを考慮し、

人民が七五〇万票で肯定的に答えたことを考慮し、つぎの内容の憲法を公布する。

第二章

第一条 憲法は、一七八九年に宣言され、フランス人の公権の基礎である大原則を承認し、確認し、かつ保障する。

第三章 共和国政府の形態

第二条 フランス共和国政府は、共和国の現大統領ルイ・ナポレオン・ボナパルト公に、十年間委託される。

第三条 共和国大統領は、大臣、参事院、元老院および立法院を使って統治する。

第四条 立法権は、共和国大統領、元老院および立法院によつて共同的に行使される。

第三章 共和国大統領

第五条 共和国大統領は、フランス人民にたいして責任を負い、つねにフランス人民に訴える権限をもつ。

第六条 共和国大統領は、国の元首である。大統領は、陸・海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和・同盟・通商条約を締結し、すべての官職を任命し、法律の執行に必要な規則と命令を制定する。

第七条 裁判は、大統領の名でおこなわれる。

第八条 大統領だけが、法律案提出権をもつ。

第九条 大統領は、特赦権をもつ。

第一〇条 大統領は、法律と元老院規則を裁可し、かつ公布する。

第一条 大統領は、毎年、元老院と立法院にたいし、教書によつて、共和国の國務の状態を示す。

第一二条 大統領は、一または数県に戒厳を宣言する権限をもつ。ただし、できるだけ早く、元老院にそれを報告しなければならない。

戒厳の結果は、法律によつて規律される。

第一三条 大臣は、国の元首にのみ従属する。大臣は、政府の行為について、各人が関係することについてだけ責任を負う。大臣間には連帶性がない。大臣は、元老院によってしか審問に付せられない。

第一四条 大臣、元老院議員、立法院議員、参事院構成員、

陸・海軍将校、司法官および官吏は、つぎの内容の宣誓をおこなう。

「私は、憲法にたいする服従と大統領にたいする忠誠をおこなう。」

第一五条 その全任期中、共和国大統領に毎年与えられる金額は、元老院規則が定める。

第一六条 共和国大統領がその任期満了前に死ねば、元老院が、新選挙をおこなうために国民を召集する。

第一七条 国の元首は、秘密かつ元老院の記録に寄託された文書により、フランスの利益において、人民の信任とその投票にたいし推せんする市民の名前を指名する権限をもつ。

第一八条 新共和国大統領の選挙まで、元老院議長は、政府会議を構成し、かつ投票の過半数で討議する職務大臣と協力して統治する。

第四章 元老院

第一九条 元老院議員の数は、百五〇人を越えることができない。第一年には、その数は、八〇人と定められる。

第二〇条 元老院は、つぎの人びとで構成される。

1 枢機官、元帥、提督
2 共和国大統領が、元老院議員の地位につけるのが適當と判断する市民

第二一条 元老院議員は、罷免されず、かつ終身である。

第二二条 元老院議員の職は、無償である。ただし、共和国

大統領は、元老院議員に、その尽した職務とその財産状態に比例して、年に三万フランを越えることができない個人に歳費を与えることができる。

第二十三条 元老院議長と副議長は、共和国大統領によつて任命され、かつ元老院議員の中から選ばれる。

元老院議長と副議長の任期は、一年である。

元老院議長の手当は、命令によつて定められる。

第二十四条 共和国大統領は、元老院を召集し、かつ停会する。

大統領は、命令によつて、その会期を定める。

元老院の會議は、公開されない。

第二十五条 元老院は、基本契約と公の自由の保護者である。

いかなる法律も、元老院に付託される以前に公布することができない。

第二十六条 元老院は、つぎの法律の公布に反対する。

1. 憲法、宗教、道徳、信教の自由、個人の自由、法の前の市民の平等、所有権の不可侵性かつ司法官の罷免不可能の原則に違反するかまたは侵害する法律

2. 領土の防衛を危くしうる法律

第二十七条 元老院は、元老院規則によつて、つぎのことを定める。

1. 植民地とアルヂエリーの憲法

2. 憲法によつて規定されず、かつ憲法の運用に必要なすべてのこと

3. 異った解釈をひき起した憲法の条文の意味

第二十八条 これらの元老院規則は、共和国大統領の裁可に委ねられ、そして大統領によつて公布される。

第二十九条 元老院は、政府によつて違憲であるとして元老院に付されたすべての行為または同じ理由のために市民の請求によつて告訴されたすべての行為を維持し、または無効にする。

第三〇条 元老院は、共和国大統領にあてた報告の中で、大國家的利益をもつ法律案の諸原則を定めることができる。

第三一条 元老院は、おなじく憲法の修正を提案することができます。提案が、執行府によつて採択されるならば、それは元老院規則によつて定められる。

第三二条 ただし、一二月二日の宣言の中で定められ、フランス人民によつて採択されたような憲法の原理にたいするすべての修正は、一般投票にかけられる。

第三三条 立法院の解散の場合、かつ新召集まで、元老院が、共和国大統領の提案に基いて、緊急の処置によつて、政府の運営に必要なすべてのことを準備する。

第五章 立 法 院

第三四条 選挙は、人口を基礎とする。

第三五条 立法院の代議士は、選挙人三万五千人にたいして一人の割合である。

第三六条 代議士は、連記投票ではなく、普通選挙によつて選ばれる。

第三七条 代議士は、いかなる手当も受けない。

第三八条 代議士の任期は、六年である。

第三九条 立法院は、法律案と租税を討議し、かつ議決する。

第四〇条 法律案の審査を命じられた委員会によって採択されたすべての修正は、討議なしに、立法院議長によって、

参事院に送付される。

修正が、参事院によって採択されないときは、それを立法院の審議に付することができない。

第四一条 立法院の通常会期は、三月間である。その会議は、

公開される。ただし、秘密会にするには、五人の議員の要求があれば足りる。

第四二条 新聞または他のすべての公表手段による立法院の会議の報告は、各会議の終りに、立法院議長の監督により作成された記録の複写としてのみ存在する。

第四三条 立法院議長と副議長は、任期一年であり、共和国大統領によって任命される。立法院議長と副議長は、代議士の内から選ばれる。立法院議長の手当は、命令によって定められる。

第四四条 大臣は、立法院議員となることができない。

第四五条 請願権は、元老院にたいして行使される。いかなる請願も、立法院に提出することができない。

第四六条 共和国大統領は、立法院を召集、停会、休会、および解散する。解散の場合には、共和国大統領は、六ヶ月以内に新議会を召集しなければならない。

第六章 参事院

第四七条 普通職の参事院評定官の数は、四〇人から五〇人である。

第四八条 参事院評定官は、共和国大統領によって任命され、かつ罷免される。

第四九条 参事院は、共和国大統領が主宰し、大統領不在のときは、大統領が、参事院副議長として指名する人が主宰する。

第五〇条 参事院は、共和国大統領の指揮の下に、法律案と公行政の規則を起草し、かつ行政事件について生じる異議を解決するのが職務である。

第五一条 参事院は、政府の名で、元老院と立法院の前で、法律案の討議を支持する。

第五十二条 政府の名で、代弁の任にあたる参事院評定官は、共和国大統領によって指命される。

第五十三条 各参事院評定官の手当は、二万五千フランである。

決権をもつ。

第七章 高等裁判所

第五十四条 高等裁判所は、共和国大統領および国内または国外の安全にたいする犯罪、陰謀または予備で告発されたものとして、その前に送付されたすべての人を、控訴も上告

もなしに、裁判する。

高等裁判所は、共和国大統領の命令によつてしか「事件を」受理することができない。

第五五条 この高等裁判所の組織は、元老院規則が定める。

第八章 一段規定と経過規定

第五六条 この憲法に反しない法典、現存の法律と規則の諸規定は、適法に廃止されるまで効力をもつ。

第五七条 市町村の組織は、法律が定める。市町村長は、執行府が任命し、かつ市町村会外から任命することができる。

第五八条 この憲法は、憲法が創設する主要な国家機関が構成される日から効力をもつ。

一二月二日からこの時期まで、共和国大統領によつて発せられた命令は、法律の効力をもつ。